明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一三）　二
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三一四）　二

〔条　約〕
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書（一一）　四

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は静岡県へ行幸啓になる件（**宮内庁**一一）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五九）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**六〇）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三六二）
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（**外務**三四七）
○保安林の指定をする件（**農林水産**二五二三～二五三一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二五三二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二五〇）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一二五一）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**観光庁**二四）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**二二九）
○道路に関する件（**東北地方整備局**二一七）

〔国会事項〕
内閣　法務省

〔人事異動〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示二、栃木同二、岐阜同二、静岡同四、山口同四、香川同五、愛媛同二、三、長崎同三、大分同三、四）

〔官庁報告〕
労　働

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八年法律第七六号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年一一月一五日から施行することとした。

◇脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関するバハマ国政府との間の協定を改正する議定書（条約第一一号）（外務省）

この議定書は、日本国とバハマ国との間でOECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行協定に規定を追加し、両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限の範囲内において、自動的に情報交換を行う。（第一条関係）

2　この議定書により挿入される第五条のAの規定が、二〇一七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税等について適用される。（第四条関係）

3　この議定書は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第五条関係）